

## 入札監理小委員会における審議結果報告

### 基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理委託業務

高齢・障害・求職者雇用支援機構の基幹ネットワークシステム保守・運用管理委託業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において、新規の事業として選定されたものであり、高齢・障害・求職者雇用支援機構本部及び全国に設置する各施設（170 拠点）の職員が利用する基幹ネットワークシステムの保守・運用管理業務を実施するものである。

#### 2. 市場化テストに際して機構が行った取組について

- ・ 従来の実施状況の開示
- ・ 入札参加グループによる入札可
- ・ 契約期間の延長（1 年 11 か月 → 5 年）
- ・ 業務従事者（統括マネージャ）の資格要件の緩和  
（情報処理業務の経験年数 10 年以上 → 5 年以上）

#### 3. 実施要項（案）の審議結果について

##### 【論点 1】

- ・ 本業務のサービスレベルが SLA 定義書の規定するレベル以下である時に、ペナルティ（減額措置）条項を付加するのであれば、実施体制の人員や従事者の資格要件については要件を指定せずに、業者から提案させてもいいのではないか。
- ・ 資格要件については、総合評価基準の加点項目としてはどうか。

##### 【対応 1】

- ・ 業務の運用体制において業務従事者の人数については、最低限必要な体制の人員の条件に基づき必要に応じて配置することとした。
- ・ 統括マネージャとサービスマネージャに必要な経験とスキルの一部を削除した。また、経験及び資格に係る評価基準について整理し、配点を必須項目から任意項目に変更する等の見直しを行った。

（資料 2-2 : P38~39、P85~86、P88）

- ・ 万一、業者から提案のあった体制によりサービスレベルが著しく低下し、今後の改善も見込めない場合があることを想定し、入札実施要項及び SLA 定義書に、契約の解除についての記載を追記した。

（資料 2-2 : P7、P80~81）

**【論点2】**

運用期間中の運用管理対象機器のリプレイスについて、当該情報を早く提供する旨を記載すること。また、業務内容の変更されることが予想されるため、協議事項や契約変更について記載を検討すべき。

**【対応2】**

運用管理対象機器のリプレイスに係る情報提供について追記した。また、運用管理対象機器が増加した場合については、契約変更について協議し、対応する旨を記載した。(資料 2-2 : P33~34、P37)

**4. 意見招請及びパブリックコメントによる対応について**

平成 28 年 8 月 23 日から 9 月 14 日まで実施した意見招請及びパブリックコメントにおいて、5 者から 63 件の意見が寄せられた。意見内容は「仕様の明確化に関する要望や確認」及び「情報開示」が大半を占めており、30 件については意見を踏まえ、必要な修正を行った。また、その他 33 件については、実施要項案の修正には至らなかったものであった。

(資料 2-2 : P6、P17、P19~20、P41、P50~53、P59~60、P88)

以上